

取扱区分：公開

令和2年第8回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和2年7月28日（火）

〔場 所〕 ハストピアギャラリー

令和2年第8回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和2年第8回蓮田市農業委員会総会をハストピアギャラリーにおいて開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和2年7月28日（火） 午後2時00分

2 閉会日時 令和2年7月28日（火） 午後4時15分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1 番 萩原 和夫	2 番 門井 隆	3 番 常見 淳
4 番 野口 勇	5 番 田鍋 光男	6 番 齋藤 博司
7 番 高橋 建一	8 番 寺田 進	9 番 岩崎 久
10 番 山本 寿一	11 番 吉岡 政広	12 番 杉崎 國昭
13 番 原田 順一	14 番 竹内 幸男	

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）山口 実	（平野）渋谷 悟	（黒浜）新井 仁
（黒浜）小澤 はつ江	（蓮田）増田 雅暢	（蓮田）山口 恵司

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用配分計画案の作成に対する意見について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第5条第1項第6項の規定による届出の受理について

報告 4 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について

報告 5 不動産登記法第105条第2項の規定による仮登記情報について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長 柴田 賢次

事務局副主幹 左右田 尚紀
事務局主任 茂木 郁

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和2年第8回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和2年6月25日に開催いたしました、令和2年第6回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認をしていらっしゃると思います。事前に委員の方からご指摘からありました修正箇所がございますので事務局より説明いたします。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして●●●●、●●●●にご署名をいただきます。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。農業委員において、欠席者はなく、14名全員の出席をいただいております。

従いまして、本日の総会は成立をいたします。また推進委員さんに欠席者はなく、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出議案は事前に配布いたしました資料の通りでございます。農地法などの法令許可に関する議案は、議案第1号から議案第4号までとなります。報告案件は、報告1から報告5までの11案件となります。

初めに、2ページの議案第1号「農用地利用配分計画案の作成に対する意見について」でございまして、議案第1号について、事務局の朗読をお願いいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号につきまして、担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委員)

●●●●さんは現在、定年退職されておりますが、以前はお父様と農家をしていました。お父様が亡くなり、一時期農家を離れていましたが、再度農家をしたいということで、農用地利用配分計画案を出させていただきました。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がございましたら、よろしくお願いいたします。

(事務局)

議案書の12ページ「農地法第18条第6項の規定による通知について」の届出で、合意解約があり、賃借人と賃貸人を反対に記入しておりますが、元は●●●●さんが埼玉県農林公社から借りていました。●●さんは年齢等の関係で、今後続けることが難しくなり合意解約をしたいとのことで、話し合いにより●●さんから●●さんに変更されることになり、配分計画案が出されたらと農政課から聞いております。

(議長)

議案第1号について、担当地区委員さん及び事務局の説明のとおりでございます。ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委員)

●●の賃料が0円なのはなぜですか。

(事務局)

●●さんがお借りしている頃から土地面積が小さく、収穫が見込めないとのことで、0円で引き継いだと聞いています。

(委員)

わかりました。

(議長)

他にございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第 1 号について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第 1 号については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」で
ございます。議案第 2 号について事務局の朗読をお願いいたします。

(事務局) — 議案第 2 号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第 2 号の番号 1 について、担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

この土地は、譲受人が譲渡人から長年借りていましたが、譲渡人から今回返してもらいた
いとの要望がありました。また、使用している作業地の関係で、隣接している●●●●を譲
り受けることになりました。

補足説明がありましたら事務局からお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局の補足説明をお願いいたします。

(事務局)

補足説明資料の 2 ページをお開きください。

今回の申請者につきまして、自作地●●●●㎡、借受地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計
●●●●㎡であり、耕作面積 40 a 以上であると確認しております。

全部効率利用要件について、7 月 13 日(月)にすべて耕作を確認済みです。

地域との調和要件につきまして、現況 畑、取得後の計画 畑となっております。

農業常時従事要件ですが、申請者が 60 日、その他のご家族がご覧のとおりとなっております。

年間延日数が男性 390 日、女性 300 日となっております、要件を全て満たしていま
す。

こちらは去年の 5 月に申請が出され、ご自宅の駐車場の入り口と、駐車場に使っていた倉
庫を農地に設置していることが発覚しました。また、所有している別の農地に関しましては、
農業委員会の許可なく、建築会社に資材置き場として違法に転用しているという事実が発覚
したことで、1 年かけて全て是正していただきました。これに関して、議案の報告案件の報
告 2 の「2 a 未満の農業用倉庫」として届出があります。これにより、改めて 3 条の許可申

請が提出されました。

担当委員さんのお話のように、長年、譲受人が譲渡人からお借りしていた農地であり、譲渡人からの急な返却依頼による話し合いの結果、時効取得できるということで、1筆のところを分筆して片方を譲り受けることになったとのことでした。

(議 長)

議案第2号の番号1について、担当委員さん及び事務局の説明のとおりでございます。それではただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委 員)

農作業常時従事要件欄の一番下、年間延日数、男性390日は、合っていますか。

(事務局)

失礼しました。男性が370日、女性が300日に訂正願います。

(議 長)

ありがとうございます。他にございますか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので採決をいたします。

議案第2の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2の番号1については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号の番号2について、担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。この議案の高虫の担当は私でございますが、議長ということでございまして、上平野の担当地区委員の方をお願いしておりました。

(委 員)

事情がのみ込めておらず、現地確認等していませんでした。どのようにしたらよろしいですか。

(事務局)

今回は、事務局で内容の説明と補足説明をいたします。

(議 長)

よろしくをお願いいたします。

(事務局)

補足説明資料の 7 ページをご覧ください。

申請者につきまして、下限面積要件が自作地●●●●㎡、申請地が●●●●㎡、計●●●●㎡で、こちらの下限面積が 40 a 以上であることを確認しております。

全部効率利用要件といたしまして、7 月 13 日にすべての耕作を確認しております。

地域との調和要件におきましては、現況 田、取得後の計画も田となっております。

農業常時従事要件に関しまして、ご本人が 350 日以上、奥様が 300 日以上で、要件をすべて満たしております。

こちらは譲渡人がお父様から相続により引継いだ農地です。譲受人は 3 月の総会でも農地法第 3 条の許可を譲渡人の案件で申請し、承認されております。譲渡人は農業に携わっておらず、他県に住んでいるので農地を手放したいとの依頼を譲受人が受け、今回の申請に及んだようです。譲受人は長年農業を営んでおりまして、特に問題はないと考えますが、皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

議案第 2 号の番号 2 については、事務局の説明のとおりでございます。只今の事務局の補足説明の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

なし。

(議長)

それでは質問がありませんので採決をいたします。

議案第 2 号の番号 2 について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって議案第 2 号の番号 2 については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第 2 号の番号 3・4 について関連がございますので、併せて担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

議案第 2 号の番号 3・4・5・6・7 は隣接した土地になります。

番号 3 について、譲渡人が土地の管理が大変なことと、周辺の土地が●●●●さんと●●●●さんに譲渡されるとのことで、合意したようです。

番号 4 ですが、●●●●様の耕作地の拡大により周辺の方々も土地を手放すため、譲渡人の土地だけが残るのに疑問を感じ、手放すことにしたとのこと。●●●●は耕作地拡大のため取得したいということです。

(議長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

議案第２号の番号３・４を併せて補足説明させていただきます。

補足説明資料の12ページをご覧ください。申請者におきまして、下限面積要件、自作地●●●●m²、申請地●●●●m²、計●●●●m²、自作地は前回の第6回総会において、第3条許可申請を経て取得した農地すべてになります。

全部効率利用要件といたしまして、7月13日（月）にすべて耕作、適正管理を確認しております。

地域との調和要件は、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

農作業常時従事要件といたしまして、従業員、パート社員と合わせて計●●名、各250日以上耕作するという事で要件はすべて満たしています。こちらの2筆に関しまして、前回の申請時に、既に計画があったのですが、分筆登記が必要であり、その手続きに時間を要した関係で1ヶ月遅れの申請となりました。

●●●●●●●●に関しては、当初、分筆登記する予定でしたが、所有者との話し合いにより分筆せず、1筆の取得とのことで同じく申請期間のずれが生じました。

(議長)

議案第２号の番号３・４につきましては、ただ今地区担当委員さん、また事務局から補足説明があった通りでございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご意見ご質問等ございますか。

なし。

(議長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第 2 号の番号 3・4 について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
全員の方賛成でございます。

よって議案第2号の番号3・4については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号の番号5について、担当地区委員の方から説明をお願いします。

(委員)

議案第 2 号の番号 5 ですが、この土地は譲受人の作付け農地に隣接しており、今後は作付けしやすくなるとのことで申請に及びました。

一方、譲渡人は高齢の二人暮らしで土地の管理が大変なことから、周辺の方々も譲渡することによって譲受人に譲渡することになりました。

(議 長)

ありがとうございました。議案第2号の番号6、7もよろしくお願いいたします。

(委 員)

議案第2号の番号6ですが、譲渡人は番号5の譲渡人と親戚になります。同じ理由で譲渡するとのこと。

議案第2号の番号7ですが、譲受人が作付面積を広げたいとのことで譲渡人が譲渡することになりました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明をさせていただきます。説明資料17ページをご覧ください。

申請者におきまして、下限面積要件として自作地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡となり、40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件といたしまして7月13日(月)にすべて耕作を確認しております。

地域との調和要件は現況が畑、取得後の計画も畑となっております。

農作業常時従事要件に関しまして、ご本人が300日以上、息子さんが300日以上ということで要件はすべて満たしております。

今回の申請に関しまして、前回6月の案件の●●●●に譲受人が一部農地を譲渡しており、今後も経営農地を拡大していきたいとの希望で、売買でなく他の農地を交換したいとのことで申請に及びました。この許可申請に関しまして、譲受人の所有農地の一部において農林公社と中間管理の関係で5月にはすでに合意解約が届出されていましたが、農林公社の事務処理に時間がかかり7月の報告になっております。

譲受人に関しましては所有農地のほとんどが中間管理で賃借されています。これは、農政課と農林公社の方から「上平野で中間管理を進めたい」とのことでご相談を受け、譲受人がその協力に応じて中間管理がほぼすべて入っていると聞いております。

(議 長)

議案第2号の番号5・6・7につきましては、ただ今、担当地区委員さん、また事務局から説明があった通りでございます。ただ今の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第2号の番号5・6・7について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

す。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号5・6・7については承認をすることにいたします。

それでは暫時休憩といたします。

— 休憩 —

(議 長)

休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可についてでございます。議案第3号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第3号番号1につきまして、担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

先日、申請者からお子さんが20歳になり、自動車の増車をお考えと伺い、今回の申請に及んだそうです。

現地を確認いたしました。事前着工もなく、特に問題はないと思いますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の3ページをご覧ください。こちらは農業振興地域内になりまして、農用地区域外となります。農地性は第3種農地となります。

担当地区委員さんからのご説明のとおり、自動車の増車の関係で、自動車の駐車場、また転回する場所として予定とのこと。また、主要な出入り口としても今後使用できるようにとのことで申請に及んだようです。

資金計画につきましては、事務局の方で確認済みです。

排水処理について、汚水・雑排水は発生せず、雨水は敷地内浸透処理をすることになります。

その他でございますが、既存住宅の隣の土地の敷地拡張となります。7月6日に現場確認で畑の状態になっており、雨等で土砂が流出しないようにコンクリートパネルを敷いている

状態です。

(議 長)

議案第 3 号の番号 1 については、ただ今、担当地区委員さん、また事務局から説明があった通りでございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第 3 号の番号 1 について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第 3 号の番号 1 については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の許可」についてでございます。議案第 4 号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

— 議案第 4 号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第 4 号の番号 1 につきまして、担当地区委員から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

こちらは以前、使用貸借での案件が出されていまして。使用貸借においては、相手方の問題により是正が進まない中、今回使用貸借から所有権へ変更して再度お諮りすることになりました。

譲渡人の息子さんがご結婚され家を建てたいとのことで、自宅の裏に家を建てるという案件です。この案件につきまして、事前着工等はございませんでした。何がございましたら、事務局の方でお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明がありましたら、お願いします。

(事務局)

補足説明資料の 7 ページをご覧ください。こちらは農業振興地域内の農用地区域外であります。農地性は、第 2 種農地となっております。

委員さんからのお話の通り、4 月に使用貸借権でのご審議をいただいて保留になっている

案件です。今回、所有権移転ということで変更されて申請されています。

現場確認の結果、事前着工もなく問題はございませんでした。

資金計画ですが、事務局の方で確認済みです。

(議 長)

議案第4号の番号1については、ただ今、担当委員さん、また事務局から説明があった通りでございます。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございますか。

なし。

(議 長)

意義なしのお言葉をいただきました。

それでは、議案第4号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第4号の番号1については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第4号の番号2について、担当地区委員の方から説明をお願いします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

譲渡人は●●農家組合の組合員であり、対象地の所在は●●●前であることから、●●●●と調整し、私が担当させて頂く事になりました。

先日、譲渡人にお話を伺いました。●●さんは、譲受人の父親である●●●●の社長さんと古くからの知り合いであることから、●●さんご夫妻に、農地を転用し住宅敷地として売却したいとの事でした。譲受人の●●●●さんと●●さんは現在、●●さんの実家の●●宅に同居しています。先日、●●さん宅を訪問したところ、母親から話を聞く事ができました。●●さんご夫妻には小学生の子どもがあり、同居する前には●●内に住んでいたとの事です。●●さんご夫妻は、実家に近いところに住居を構えたいと思い適地を探したところ、この案件の農地になったとのことです。

この土地の現況は、野菜などの作付けはされていませんが、草刈りや樹木の伐採がなされ、事前着工等はなく畑として管理されております。

以上ですが、事務局に補足説明をお願いしご審議のほどお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の11ページをご覧ください。こちらは申請地の概要の中央になりますが、

農地性といたしましては、第２種農地となります。

資金計画につきましては、事務局の方で確認済みです。

７月６日に現地確認し、事前着工もなく、問題はないと思われます。

(議 長)

議案第４号の番号２につきましては、ただ今、担当地区委員さん、また事務局から説明があった通りでございます。ただ今の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第４号の番号２について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第４号の番号２については承認をすることにいたします。

次に報告事項に入ります。報告１から報告５について、事務局より朗読と説明をお願い申し上げます。

(事務局) — 報告１から報告５朗読 —

(議 長)

事務局の方で朗読いたしました報告１から報告５について質問等がある方は挙手をお願いします。

なし。

(議 長)

特に質問が無いようですので、報告事項を終わります。

それでは、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。

本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。